

令和5年第1回（4月）大磯町議会臨時会

## 議案 第 25 号 説明資料

令和5年4月18日

専決処分の承認を求めることについて  
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

### 資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～4

町民課

# 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

令和5年3月31日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正し、政令の施行日と同日付けの令和5年4月1日から施行するため、改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

令和4年度の経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の適用を受けている世帯が当該軽減対象から外れてしまわないように、軽減判定所得額の引き上げを行い、低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るものです。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を現行の「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を現行の「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものです。

例：夫婦（給与所得者1人）と子ども1人の3人世帯の軽減判定所得額

	現行	改正後
5割軽減	(基礎控除額) 43万円+ <u>28万5,000円</u> ×3人 128万5,000円以下	43万円+ <u>29万円</u> ×3人 130万円以下
2割軽減	43万円+ <u>52万円</u> ×3人 199万円以下	43万円+ <u>53万5,000円</u> ×3人 203万円5,000円以下

### (2) 雇用保険法施行規則の一部改正に伴う所要の改正について

雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、特例対象被保険者等に係る申告における提示書類を以下のとおりとします。

現行	改正後
前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。） <u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類</u> を提示しなければならない。	前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。） <u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u> を提示しなければならない。

(3) 引用条項の整理について

引用条項を明確にするため、整理を行います。

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する額を減額して得た額(当該減額が法第2項本文の基礎課税税額からア及びイに掲げる国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額が法第703条の4第11項に規定する額を超過する場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額が法第703条の4第19項に規定する額を超過する場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者に該当する者を除く。 )</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者に該当する者を除く。 )</p> <p>ア～エ 省略</p>	<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する額を減額して得た額(当該減額が法第2項本文の基礎課税税額からア及びイに掲げる国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額が法第703条の4第11項に規定する額を超過する場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額が法第703条の4第19項に規定する額を超過する場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者に該当する者を除く。 )</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者に該当する者を除く。 )</p> <p>ア～エ 省略</p>

改正案	現行
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第 22 条の 2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 第 1 項において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 22 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によつて計算した金額の 100 分の 30 の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によつて計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)」及び」とする。	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第 22 条の 2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 22 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によつて計算した金額の 100 分の 30 の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によつて計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)」及び」とする。